

第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理基本計画(中間見直し)
再構築

平成25年5月

鎌倉市

目次

I	計画の基本的事項	1
1	計画改定の背景	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	1
II	ごみ処理基本計画	2
1	基本理念と基本方針	2
2	ごみ処理の現況	3
(1)	ごみ処理体制	3
(2)	ごみ処理の実績	6
3	これまでのごみ処理の評価	9
4	ごみ処理に関する課題	10
(1)	ごみ発生抑制、減量・資源化の積極的な取り組みの展開	10
(2)	市民、事業者、行政のパートナーシップによるごみの発生抑制、 減量・資源化の推進	10
(3)	ごみ処理に伴う財政負担の軽減	11
(4)	循環型社会形成のための収集、処理体制の整備	11
5	ごみの発生量及び処理量の将来推計	12
(1)	人口推計	12
(2)	ごみの発生量の将来推計	12
(3)	減量・資源化策によるごみの発生量の推計	16
(4)	減量・資源化策によるごみの処理量の推計	20
(5)	収集運搬量の見込み	21
(6)	焼却量の見込み	22
(7)	環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計	23
6	ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標	24
7	3R推進のための市民、事業者、滞在者、行政の役割	25
8	これからのごみ処理体制	30
(1)	ごみの分別区分	30
(2)	収集・運搬計画	31
(3)	中間処理の方法	32
(4)	最終処分計画	33
(5)	在宅医療廃棄物の処理方法	33
9	ごみ処理施設の整備	34

(1) 基本的な考え方	34
(2) ごみ処理施設の整備計画	34
(3) 市のごみ処理施設	35
10 推進体制	37
(1) 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用	37
(2) 連携体制	37
(3) 計画の進行管理	38

I 計画の基本的事項

1. 計画改定の背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画を策定しました。5 年目にあたる平成 22 年度は中間的な見直しと、目標値に対する中間評価を行い、平成 23 年 6 月に平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)を策定しました。

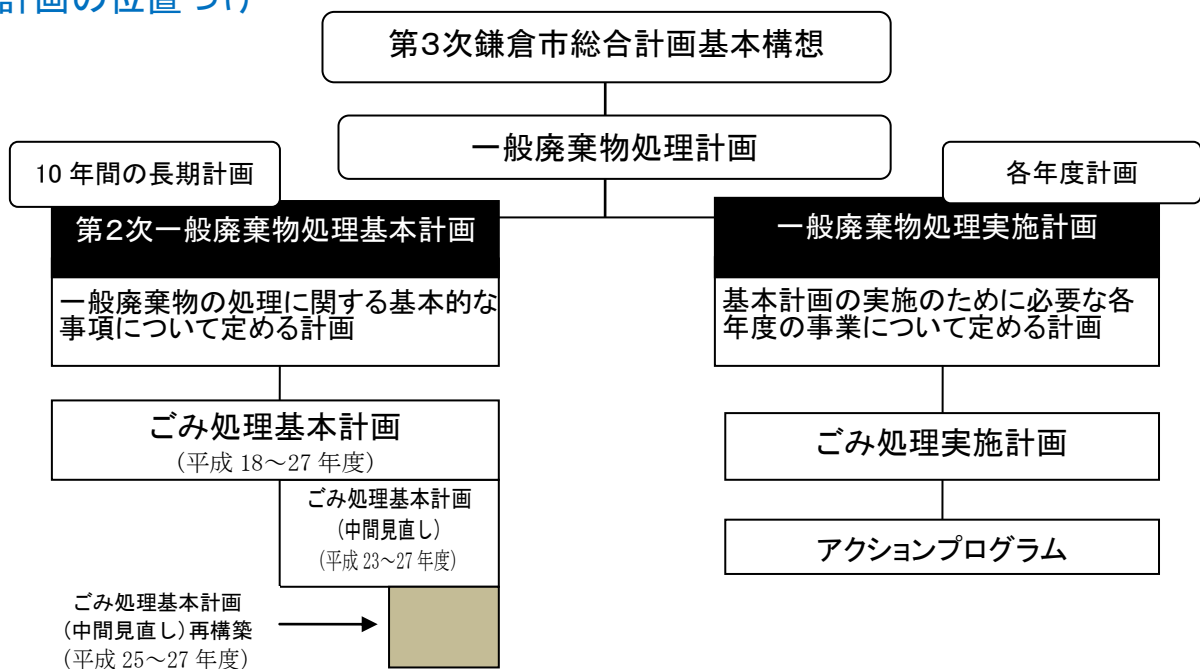
第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)では、本市のごみ焼却施設のうち今泉クリーンセンターを焼却停止とすることから、ごみの減量・資源化は喫緊の課題であり、平成 25 年度においては、平成 27 年度末の目標達成を視野に入れて平成 24 年度末の達成状況の評価を行いながら、平成 25 年度から 27 年度までの計画の再構築を行うこととしています。

今回、平成 23 年度から 24 年度にかけての減量・資源化策ごとの実績を踏まえ、減量・資源化策について、第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)再構築を策定するものです。

2. 計画期間

計画期間は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間となります。

3. 計画の位置づけ



Ⅱ ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

本市の廃棄物政策は、「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しています。

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して

基本方針1：市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」「ごみを出さない」社会づくりに向けて、市民、事業者、市の適切な役割分担と連携・協働のもとで3Rを推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

基本方針2：ライフスタイルや事業活動見直しへの積極的な取り組み

市民や事業者が環境問題に関心を持ち、お互いのパートナーシップのもとで3Rの活動が実践され、ライフスタイルや事業活動の変革が進むよう、普及啓発活動や各種の情報提供、環境教育に積極的に取り組みます。

基本方針3：廃棄物の適正処理

廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物を再使用、再生利用等を行った上で排出される廃棄物は、環境への負荷を極力低く抑えた安全で安心な処理を目指します。

基本方針4：効率的な処理体制の確立

廃棄物の処理に当たっては、処理コストをさまざまな角度から分析するとともに、民間事業者の積極的な活用により、財政負担を軽減し、効率的な処理体制の確立に努めます。

基本方針5：市民の利便性の向上と公平性の確保

廃棄物の処理に当たっては、市民の利便性を考慮し、処理に対応しやすい環境を整備します。また、家庭系ごみの有料化については、市民への説明を十分行いながら、排出量に応じた負担の公平化の視点から検討します。

ごみーロメモ①

◆「ゼロ・ウェイスト」とは

出てきてしまったものを「燃やす」「埋め立てる」「何でもリサイクル」ではなくて「そもそもごみを発生させないようにする」という考え方です。

◆「3R(スリーアール)」とは

Reduce (リデュース)：発生抑制で、ごみの発生、排出を抑制することで最も効果的で重要なことです。

Reuse (リユース)：再使用で、製品や部品を、使えるものは繰り返し使うことです。

Recycle (リサイクル)：再生利用で、再び資源として利用することです。

2. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理体制

平成 24 年度の家庭系ごみの分別区分と収集方法は表 1 のとおりです。

表 1 家庭系ごみの分別区分及び収集方法

	区分	排出方法	収集回数
資源物	飲食用カン・ビン	コンテナ	週 1 回
	ペットボトル	透明・半透明	週 1 回
	容器包装プラスチック	透明・半透明	週 1 回
	植木剪定材 (竹・笹・シユロ類を含む)	結束又は透明・半透明	週 1 回
	紙類・布類		
	紙パック	結束	週 1 回
	ミックスペーパー	紙袋	週 1 回
	新聞、雑誌・ボール紙 段ボール	結束・ボール紙は袋出し可	週 1 回
	布類	透明・半透明	週 1 回
	使用済み食用油	ペットボトル	月 1 回
ごみ	燃やすごみ	透明・半透明	週 2 回
	燃えないごみ	透明・半透明	月 1 回
	危険・有害ごみ	透明・半透明	月 1 回
	粗大ごみ・臨時ごみ	—	随時

家庭系ごみの収集区域は、名越クリーンセンター収集区域と今泉クリーンセンター収集区域の2つの区域に分割し、収集しています。

粗大ごみ、臨時ごみは申込みによる戸別収集方式ですが、その他のごみはクリーンステーション(ごみ集積所)方式です。

収集形態は、ごみ・資源物ともに直営と委託で実施しています。

また、クリーンステーションまで、ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1度、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う「声かけふれあい収集」を平成14年2月から実施しています。

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが法令で定められています。

市では収集を行わず、事業者が独自で収集・運搬、処理を行っています。

なお、市が処理している事業系ごみは、燃やすごみと植木剪定材です。

分別区分ごとの中間処理、処分方法は図1のとおりです。

ごみーロメモ②

◆「ごみ」とは

「ごみ」という言葉は、廃棄物処理法で定義されています。

この定義によると、「ごみ」とは、「廃棄物」の一部である「一般廃棄物」のうち「し尿」を除いたもので、日常生活から発生する「家庭系ごみ」と、事業活動から出る廃棄物のうち「産業廃棄物」以外の「事業系ごみ」とに分かれています。

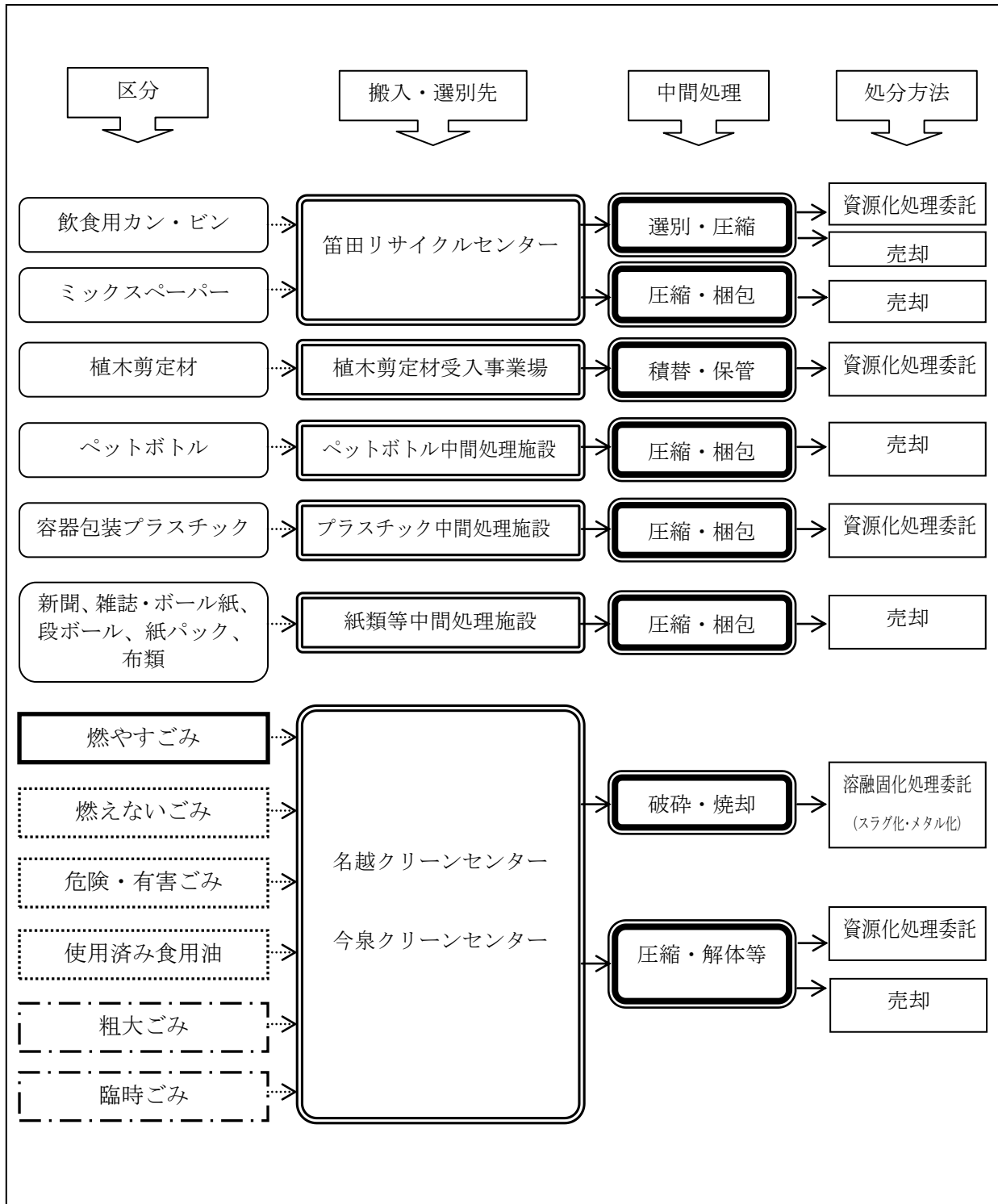
したがって、資源化のために分別収集されている資源物も、定義の上では「ごみ」に含まれます。

◆「声かけふれあい収集」とは

日々のごみの排出が困難な高齢者等の負担を軽減するため、戸別に居宅を訪問してごみ収集を行うとともに、一声かけて安否確認を合わせて行います。

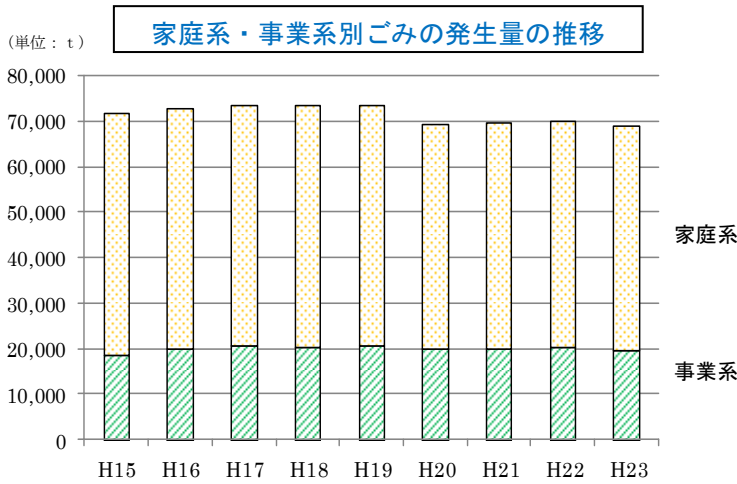
年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実施件数	41件	118件	147件	186件	224件
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施件数	266件	304件	354件	355件	450件
年度	23年度				
実施件数	485件				

図1 分別区分ごとの中間処理、処分方法



(2) ごみ処理の実績

平成 23 年度までのごみ処理の実績は次のとおりです。なお、実績値は国・県への報告数値に基づき作成しています。



①ごみの発生量の推移

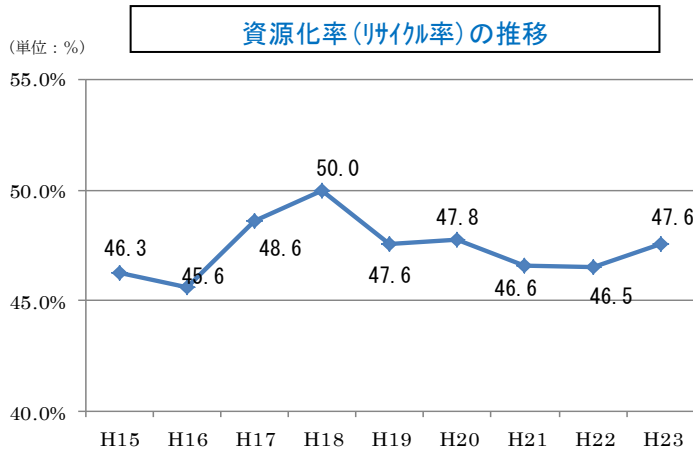
平成 15 年度は、71,873 t でしたが、平成 23 年度は 68,993 t となっています。

内訳は、家庭系ごみは平成 15 年度 5 万 t を超えていましたが、年々減量傾向にあり、平成 20 年度からは 5 万 t を切っています。

一方、事業系ごみはほぼ横ばい、2 万 t 前後で推移しています。

(単位: t)

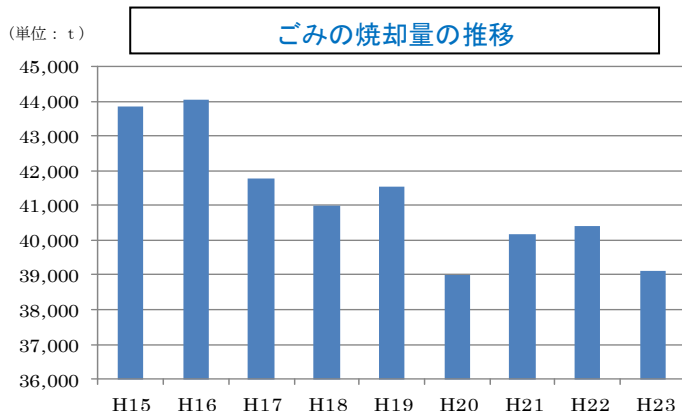
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
家庭系	53,321	53,079	52,857	53,316	52,985	49,470	49,636	49,702	49,483
事業系	18,552	19,832	20,606	20,318	20,588	19,879	20,125	20,338	19,510
計	71,873	72,911	73,463	73,634	73,573	69,349	69,761	70,040	68,993



②資源化率(リサイクル率)の推移

国が統計を始めた平成 16 年度から平成 20 年度まで 10 万人以上の都市の中で全国 1 位、平成 21 年度以降は全国 2 位となっています。

平成 18 年度をピークに資源化率(リサイクル率)が低くなっていますが、国の算定方式に変更があったためです。



③ごみの焼却量の推移

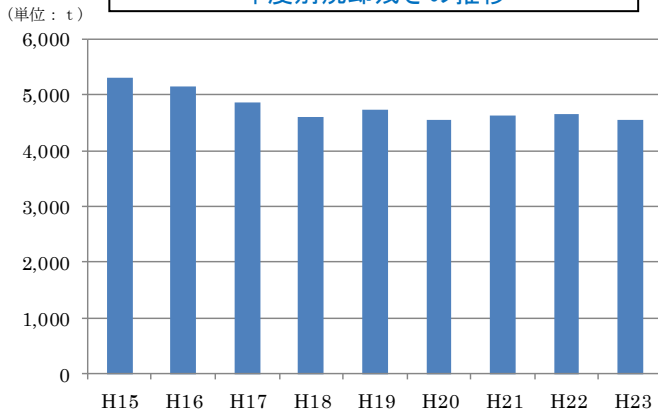
平成 15 年度から平成 18 年度にかけてごみ焼却量は減少していますが、平成 18 年度からは約 40,000 t 前後で横ばい状態となっています。

平成 20 年度に 40,000 t を切っていますが、世界的な経済不況によるものと思われます。

(単位: t)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ごみ焼却量	43,855	44,031	41,764	41,008	41,533	39,007	40,173	40,389	39,100

年度別焼却残さの推移



年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
焼却残さ量	5,303	5,157	4,857	4,621	4,748	4,547	4,632	4,649	4,557

④最終処分

焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、平成 12 年度から焼却残さの全量を熔融固化処理しており、埋め立てによる最終処分量はゼロになっています。

各年度の処理量は焼却量と比例しており、平成 23 年度は 4,557 t の焼却残さを処理しています。

ごみーロメモ③

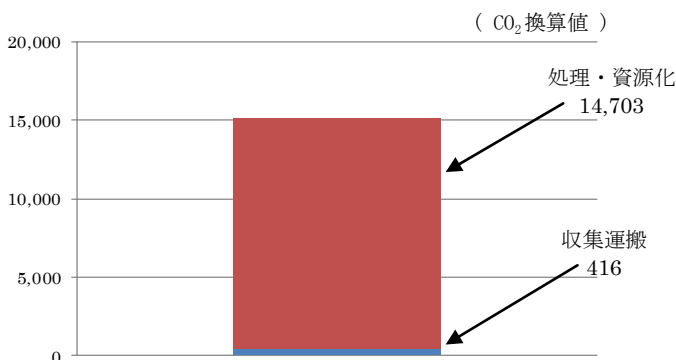
◆「焼却残さ」とは

ごみを焼却炉で燃やすと灰が残ります。これを「焼却残さ」と呼んでいますが、「残さ」の「さ」は漢字では「渣」と書き、「かす」という意味で、「焼却残さ」はごみ焼却後の残りかすという意味になります。

◆「熔融固化・スラグ化」とは

1,200℃以上で溶岩状に加熱・熔融され、冷却固化したもので、有機物は熱分解、ガス化、燃焼し、無機物はスラグ化します。スラグ化とは、溶岩状の焼却灰を冷却して固めたもので、性状は石に近く、道路の路盤材に使われています。

平成 20 年度の温室効果ガス排出量



単位：t-CO₂/年

単位：t-CO₂/年

収集運搬	処理・資源化	合計
416	14,703	15,119

⑤環境負荷

環境負荷のうち、温室効果ガス排出量について、平成 20 年度の処理実績に基づき、市が直営または委託している市内の収集運搬、処理・資源化の際の排出量を調査して算出しています。

二酸化炭素換算では、15,119 t-CO₂/年が排出されていると推計しています。

⑥ごみ処理コスト

平成23年度までのごみ処理の収集・処理コストの実績は次のとおりです。

年度	平成22年度	平成23年度
人口(10月1日)	174,314人	174,250人
世帯数(10月1日)	72,463世帯	72,884世帯
経費	3,347,171,844円	3,254,452,705円
収集処理量	70,040 t	68,993 t
ごみ	2,294,304,519円	2,237,871,097円
	42,493 t	41,452 t
1人当たり原価	13,162円	12,843円
燃やすごみ	2,179,500,983円	2,129,204,224円
	41,072 t	39,920 t
燃えないごみ	114,803,536円	108,666,873円
	1,421 t	1,532 t
資源物	1,052,867,324円	1,016,581,609円
	27,547 t	27,541 t
1人当たり原価	6,040円	5,834円
飲食用カン・ビン	209,667,560円	203,253,585円
	2,115 t	2,117 t
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール、布類	181,989,613円	185,406,543円
	8,645 t	8,906 t
ミックスペーパー紙パック	154,022,524円	141,304,053円
	2,703 t	2,632 t
植木剪定材	229,943,871円	200,563,943円
	11,439 t	11,226 t
ペットボトル	100,604,920円	109,292,088円
	487 t	498 t
容器包装プラスチック	176,638,836円	176,761,397円
	2,158 t	2,162 t

※ごみ処理コストは、環境省一般会計基準による計算方法で算出しています。

この計算方法は、100万円以上の施設建設・修繕と備品購入費については、複数年で減価償却していること、事務職員の人件費は、ごみ収集・処理費以外の管理経費として位置付けられていることなどから単年度の決算額とは異なります。

3. これまでのごみ処理の評価

平成 21 年度までのごみ発生抑制、再使用、再生利用、焼却量の目標値の達成状況は表 2 のとおりです。

表 2 第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画における目標と達成状況

3 R 指標と 目指す方向	基準年度 平成 15 年度	平成 22 年度 までの目標	平成 22 年度 目標値	平成 21 年度 実績値	達成率 21/15 年度
ごみの総排出量	71,873 t	5 %の削減	68,279 t	69,761 t	2.94%の削減
資源化率 (リサイクル率)	46.3%	約 50%	50%	46.60%	—
焼却量	43,855 t	10%削減	39,470 t	40,173 t	8.40%の削減

※神奈川県に廃棄物処理施設の処理内容を報告した数値に基づき算出しています。

家庭系ごみの原単位(1人一日当たりの排出量)は平成 18 年度に策定した計画では平成 21 年度を 813.4 g と見込んでいましたが、実績値は 780.8 g と大幅に減少し、目標を達成しました。容器包装プラスチックなど新たな分別収集を開始したことにより、市民のごみへの意識が高まり、紙類や燃やすごみ等を減らす努力していただいた結果と評価しています。

しかしながら、人口推計については平成 21 年度を 167,849 人と推計をしていたところ、現実には 174,164 人と大幅に乖離したことから、ごみの総排出量については目標値を達成することはできませんでした。

一方、事業系ごみは平成 21 年度の総排出量を 18,904 t と見込んでいましたが、実績値は 20,125 t となっており、資源物は横ばいであるものの、ごみの減量は進んでいません。

資源化率(リサイクル率)は、目標値の 50%に達してはいませんが、人口 10 万人以上の都市の中で平成 16 年度から平成 20 年度まで 5 年連続全国 1 位、平成 21 年度以降は全国 2 位となっています。

4. ごみに関する課題

(1) ごみの発生抑制、減量・資源化の積極的な取り組みの展開

ア) ごみの発生抑制、減量の推進

- ・燃やすごみの総排出量は22年度目標の5%削減に対し21年度実績で2.9%の削減で、目標を達成していない状況です。家庭系、事業系別に21年度実績を15年度と比較すると、家庭系は6.9%の減少、事業系は8.5%の増加となっており、事業系ごみの発生抑制が進んでいません。
- ・事業所においては、事業活動におけるごみの発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することが求められます。
- ・市民生活においては、引き続きごみを持ち込まない、出さないライフスタイルへの見直しを進めるとともに、家庭用生ごみ処理機のさらなる普及促進により、生ごみの減量を図ることが必要です。

イ) 資源化の推進

- ・資源化率(リサイクル率)は22年度目標の約50%に対し21年度実績は46.6%であり、目標達成には至っていない状況です。
- ・事業所においては、事業者の自己責任を基本としながら生ごみの資源化を進める一方、一定規模以上の事業所に関しては、市による支援も視野に入れながら生ごみの資源化又は減量を進めることが必要です。
- ・現在、市民の協力により全国的に高い資源化率(リサイクル率)に達していますが、焼却量をさらに削減するため、市民の分別区分の種類を最小限に抑えながら資源化品目の拡大を図ることが必要です。

ウ) 環境教育の充実

- ・循環型社会を構築するには、市民、事業者、行政すべての主体が環境問題に関心を持つことが必要です。また、計画の内容や取り組み状況等について、さまざまな手法を用いながら積極的に周知することが必要です。
- ・特に次世代を担う子どもたちが環境問題について関心を持ち、行動できることを目指し、様々な機会を通じ、環境教育を推進することが必要です。

(2) 市民、事業者、行政のパートナーシップによるごみの発生抑制、減量・資源化の推進

- ・市民、事業者、行政がパートナーシップを深めつつ、市民、事業者にごみ処理やリサイクルに関する情報を十分に提供し、それぞれの役割と責任を自覚し、積極的、主体的にごみの発生抑制や減量・資源化を推進していく体制を整備することが必要です。
- ・年間約1,800万人訪れる観光客に対して、ごみの発生抑制や分別に関する情報を提供し、市の施策に協力してもらうことが必要です。

(3) ごみ処理に伴う財政負担の軽減

- ・ 事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要であることから、ごみ処理手数料の見直しが必要です。
- ・ 家庭系ごみについても、ごみ減量・資源化に向けた市民意識を高め、ごみ排出量に応じた負担の公平化、ごみ排出量の減量を図るため、他市の事例等を踏まえながら有料化を導入することが必要です。

(4) 循環型社会形成のための収集、処理体制の整備

- ・ 超高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化、クリーンステーションにおける近隣トラブル等に対応するため、一般家庭における戸別収集方式を導入することが必要です。

5. ごみの発生量及び処理量の将来推計

(1) 人口推計

平成 18 年 10 月に策定した計画では、第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画策定の推計人口に実人口との乖離分を上乗せして人口推計がなされてきました。

しかしながら、その後も人口は微増しており、同基本計画の推計人口との乖離は現在も続いています。計画期間に当たる平成 27 年度まではこのまま微増傾向が続くものと推計し、平成 18 年度から平成 22 年度までの人口推移を基に推計しました。

表 3 人口推計

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人口	174,354 人	174,406 人	174,554 人	174,682 人	174,795 人	174,895 人

(2) ごみの発生量の将来推計

平成 21 年度までの原単位の実績をベースに過去の排出傾向を加味し、人口推計に基づいて算出した家庭系ごみの平成 27 年度までの発生量は次のとおりです。

表 4 家庭系ごみの年度別発生量(減量・資源化策を実施しなかった場合の推計)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資源物	21,589 t	21,496 t	21,466 t
飲食用カン・ビン	2,103 t	2,095 t	2,093 t
ペットボトル	478 t	479 t	480 t
容器包装プラスチック	2,161 t	2,155 t	2,157 t
植木剪定材	5,113 t	5,126 t	5,151 t
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール	7,984 t	7,888 t	7,820 t
布類	936 t	937 t	940 t
ミックスペーパー・紙パック	2,776 t	2,778 t	2,787 t
使用済み食用油	38 t	38 t	38 t
ごみ	28,531 t	28,541 t	28,627 t
燃やすごみ	24,630 t	24,646 t	24,728 t
燃えないごみ	1,340 t	1,331 t	1,326 t
危険・有害ごみ	64 t	65 t	66 t
粗大・臨時・持込みごみ	2,497 t	2,499 t	2,507 t
計	50,120 t	50,037 t	50,093 t

※県報告数値の対象をベースに推計しています。

表5 家庭系ごみの発生量推計の考え方

資源物	
飲食用カン・ビン	人口は微増傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから原単位はやや減少傾向で推移すると見込み、微減と推計します。
ペットボトル	人口は微増、需要も増加傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから、原単位は横ばいで推移すると見込み、横ばいと推計します。
容器包装プラスチック	人口は微増傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから原単位はやや減少傾向で推移すると見込み、微減と推計します。
植木剪定材	人口は微増、原単位も微増傾向で推移すると見込み、やや増加と推計します。
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール	人口は微増傾向にあるものの、原単位は減少傾向で推移すると見込み、減少と推計します。
布類	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移すると見込み、うるう年に当たる27年度は増加しますが、全体としては横ばいと推計します。
ミックスペーパー・紙パック	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移すると見込み、うるう年に当たる27年度は増加しますが、全体としては横ばいと推計します。
使用済み食用油	人口は微増傾向にあり、原単位は横ばいで推移すると見込まれますが、原単位が小さいため横ばいと推計します。
ごみ	
燃やすごみ	人口は微増傾向にあり、原単位は横ばいで推移すると見込み、うるう年に当たる27年度は増加しますが、全体としては横ばいと推計します。
燃えないごみ	人口は微増傾向にあるものの、原単位は減少傾向で推移すると見込み、減少と推計します。
危険・有害ごみ	人口は微増傾向にあり、原単位はやや微増で推移すると見込み、微増と推計します。
粗大・臨時・持込みごみ	人口が微増傾向にあり、原単位は横ばいで推移すると見込み、うるう年に当たる27年度は増加しますが、全体としては横ばいと推計します。

表 6 事業系ごみの年度別発生量の推移(減量・資源化策を実施しなかった場合の推計)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資源物	6,298 t	6,293 t	6,288 t
植木剪定材	6,298 t	6,293 t	6,288 t
ごみ	13,767 t	13,744 t	13,723 t
燃やすごみ	12,876 t	12,854 t	12,835 t
持込みごみ	891 t	890 t	888 t
計	20,065 t	20,037 t	20,011 t

※竹・笹・シュロ類を含みます。

※県報告数値の対象をベースに推計しています。

表 7 事業系ごみ発生量推計の考え方

資源物	
※植木剪定材	平成 15 年度～21 年度の推移から、平成 23 年度は一旦微増するものの、その後はやや減少傾向で推移するものとして推計します。
ごみ	
燃やすごみ	やや減少傾向で推移するものとして推計します。
持込みごみ	やや減少傾向で推移するものとして推計します。

※竹・笹・シュロ類を含みます。

産業の動向及び事業活動については、景気動向等に左右されるため、的確な将来推計は困難であることから、現状では事業者数等は平成 21 年度ベースに横ばいで推移するものとして推計しています。

(3) 減量・資源化策によるごみの発生量の推計

表 8 家庭系ごみ：減量・資源化策を実施後の発生量の推移

項目	年度	25年度	26年度	27年度
	資源物		21,589 t	21,496 t
飲食用カン・ビン		2,103 t	2,095 t	2,093 t
ペットボトル		478 t	479 t	480 t
容器包装プラスチック		2,161 t	2,155 t	2,157 t
植木剪定材		5,113 t	5,126 t	5,151 t
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		7,984 t	7,888 t	7,820 t
布類		936 t	937 t	940 t
ミックスペーパー・紙パック		2,776 t	2,778 t	2,787 t
使用済み食用油		38 t	38 t	38 t
ごみ		28,531 t	28,541 t	28,627 t
燃やすごみ発生量		24,630 t	24,646 t	24,728 t
燃やすごみ		24,299 t	19,221 t	19,244 t
竹・笹・シュロ類 資源化量		240 t	240 t	240 t
生ごみ減量(新規:自己処理)		91 t	296 t	340 t
製品プラスチック 資源化量		—	440 t	440 t
戸別収集・有料化による削減量		—	3,475 t	3,487 t
家庭での取り組みによる減量		—	974 t	977 t
燃えないごみ発生量		1,340 t	1,331 t	1,326 t
燃えないごみ		1,340 t	865 t	862 t
戸別収集・有料化による削減量		—	466 t	464 t
危険・有害ごみ		64 t	65 t	66 t
粗大・臨時・持込みごみ		2,497 t	2,499 t	2,507 t
粗大・臨時・持込みごみ		2,211 t	1,964 t	1,971 t
うち可燃系		1,434 t	1,187 t	1,191 t
布団 資源化量		52 t	52 t	52 t
木質廃材 資源化量		234 t	234 t	234 t
製品プラスチック 資源化量		—	60 t	60 t
ごみ処理手数料改定による削減量		—	189 t	190 t
計		50,120 t	50,037 t	50,093 t

表 9 家庭系ごみ：減量・資源化策による推計の考え方

ごみ	
燃やすごみ	
竹・笹・シュロ類	燃やすごみ組成調査の結果を基に推計される竹・笹・シュロ類の 340 tのうち、植木剪定材として資源化される協力率を70%約 240 tとし、横ばいで推移するとして推計します。
紙おむつ	「声かけふれあい収集」で排出される紙おむつの資源化を検討します。
生ごみ	市民アンケート結果を基に家庭用生ごみ処理機の平成 22 年度の普及率 16.6%、稼働台数 12,149 台、2,293 t の減量を、平成 27 年度に普及率 19.1%、稼働台数 13,952 台、2,633 t の減量を推計します。平成 27 年度の平成 22 年度に対する減量効果は 340 t を推計します。
製品プラスチック	燃やすごみのうちプラスチック製品を分別排出、分別収集・運搬するものです。他市の事例から 440 t が燃やすごみから資源化されると推計します。
戸別収集・有料化	家庭系ごみの有料化等を導入することで、燃やすごみに含まれる資源物等が減量するものとして推計しています。平成 21 年度の家庭系燃やすごみの組成調査の結果から混入している資源物約 23%のうち 6 割が減量すると推計します。
家庭での取り組み	他市の事例から、戸別収集・有料化の実施に合わせ水切り等の啓発を行うことにより燃やすごみが減量すると推計します。燃やすごみの 22%のうち戸別収集・有料化による削減量を除き、うち 5 割が減量すると推計します。
燃えないごみ	
戸別収集・有料化	他市の事例から家庭系ごみの有料化等を導入することで燃えないごみが減量すると推計します。
粗大・臨時・持込みごみ	
布団	布団を新たな資源化品目とし、平成 24 年度の実績に基づき 52 t が粗大・臨時・持込みごみから資源化されると推計します。
木質廃材	木質廃材を新たな資源化品目とし、平成 24 年度の実績に基づき 234 t が粗大・臨時・持込みごみから資源化されると推計します。
製品プラスチック	粗大・臨時・持込みごみのうちプラスチック製品を新たな資源化品目とし、平成 24 年度の実績に基づき 60 t が粗大・臨時・持込みごみから資源化されると推計します。
ごみ処理手数料改定	ごみ処理手数料改定を行うことにより、戸別収集・有料化と同様に臨時・持込みごみが減量すると推計します。

表 10 事業系ごみ：減量・資源化策を実施後の発生量の推移

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
	資源物		6,298 t	6,293 t
植木剪定材		6,298 t	6,293 t	6,288 t
ごみ		13,767 t	13,744 t	13,723 t
燃やすごみ発生量		12,876 t	12,854 t	12,835 t
燃やすごみ		11,120 t	9,778 t	8,953 t
資源物分別徹底による削減量		1,366 t	1,964 t	2,561 t
生ごみ資源化量(多量排出事業所)		368 t	588 t	838 t
生ごみ減量(大型生ごみ処理機)		22 t	22 t	22 t
ごみ処理手数料改定による削減量		—	502 t	461 t
持込みごみ発生量		891 t	890 t	888 t
持込みごみ		104 t	87 t	89 t
市関連施設・清掃ごみ		449 t	448 t	446 t
畳 資源化量		77 t	77 t	77 t
畳 受入停止		37 t	37 t	37 t
木質廃材 受入停止		224 t	224 t	224 t
ごみ処理手数料改定による削減量		—	17 t	15 t
計		20,065 t	20,037 t	20,011 t

※県報告数値の対象をベースに推計しています。

表 11 事業系ごみ：減量・資源化策による推計の考え方

ごみ	
燃やすごみ	
資源物分別徹底	排出事業所、収集運搬事業者への啓発、指導を徹底することで搬入される燃やすごみに混入している資源物のうち、約 7 割が減量すると推計します。
生ごみ	燃やすごみから生ごみを資源化します。多量排出事業所から排出される生ごみ 2,160t のうち約 4 割、860t を資源化します。資源化に際しては大型生ごみ処理機を平成 23 年度、24 年度 1 台ずつ試行として設置し、処理機 1 日当たりの処理量の 6 割が稼働すると見込んでいます。
紙おむつ	高齢者入所施設の紙おむつの資源化を検討します。
ごみ処理手数料改定	他市の事例から、ごみ処理手数料を改定することで燃やすごみが減量すると推計します。
持込みごみ	
畳	持込みごみに含まれていた畳を新たな資源化品目とします。平成 24 年度の実績に基づき 77 t を資源化します。産業廃棄物となる畳について、市焼却施設での受入れを停止します。平成 24 年度の実績に基づき 37 t の持込みごみが減量すると推計します。
木質廃材	産業廃棄物となる木質廃材について、市焼却施設での受入れを停止します。平成 24 年度の実績に基づき 224 t の持込みごみが減量すると推計します。
ごみ処理手数料改定	他市の事例から、ごみ処理手数料を改定することで持込みごみが減量すると推計します。

(4) 減量・資源化策によるごみの処理量の推計

表 12 家庭系ごみ：減量・資源化策を実施後の処理量の推移

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
	資源物		22,115 t	22,522 t
飲食用カン・ビン		2,103 t	2,095 t	2,093 t
ペットボトル		478 t	479 t	480 t
容器包装プラスチック		2,161 t	2,155 t	2,157 t
植木剪定材		5,113 t	5,126 t	5,151 t
竹・笹・シュロ類		240 t	240 t	240 t
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		7,984 t	7,888 t	7,820 t
布類		936 t	937 t	940 t
ミックスペーパー・紙パック		2,776 t	2,778 t	2,787 t
使用済み食用油		38 t	38 t	38 t
布団		52 t	52 t	52 t
製品プラスチック		—	500 t	500 t
木質廃材		234 t	234 t	234 t
ごみ		27,914 t	22,115 t	22,143 t
燃やすごみ		24,299 t	19,221 t	19,244 t
燃えないごみ		1,340 t	865 t	862 t
危険・有害ごみ		64 t	65 t	66 t
粗大・臨時・持込みごみ		2,211 t	1,964 t	1,971 t
うち可燃系		1,434 t	1,187 t	1,191 t
うち不燃系・資源物など		777 t	777 t	780 t
計		50,029 t	44,637 t	44,635 t

※県報告数値の対象をベースに推計しています。

表 13 家庭系ごみ：減量・資源化策による減量

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
	生ごみ減量(新規:自己処理)		91 t	296 t
燃やすごみ戸別収集・有料化による削減量		—	3,475 t	3,487 t
家庭での取り組みによる減量		—	974 t	977 t
臨時ごみ等処理手数料改定による削減量		—	189 t	190 t
燃えないごみ戸別収集・有料化による削減量		—	466 t	464 t
計		91 t	5,400 t	5,458 t

表 14 事業系ごみ：減量・資源化策を実施後の処理量の推移

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
	資源物		6,375 t	6,370 t
植木剪定材		6,298 t	6,293 t	6,288 t
畳		77 t	77 t	77 t
ごみ		11,673 t	10,313 t	9,488 t
燃やすごみ		11,120 t	9,778 t	8,953 t
持込みごみ		104 t	87 t	89 t
市関連ごみ・市清掃ごみ		449 t	448 t	446 t
計		18,048 t	16,683 t	15,853 t

※県報告数値の対象をベースに推計しています。

表 15 事業系ごみ：減量・資源化策による減量

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
	資源物分別徹底による燃やすごみ減量		1,366 t	1,964 t
燃やすごみ		1,366 t	1,964 t	2,561 t
ごみ処理手数料改定による燃やすごみ等減量		—	519 t	476 t
燃やすごみ		—	502 t	461 t
持込みごみ		—	17 t	15 t
生ごみ資源化量(多量排出事業所)		368 t	588 t	838 t
生ごみ資源化量(大型生ごみ処理機)		22 t	22 t	22 t
畳(受入停止)		37 t	37 t	37 t
木質廃材(受入停止)		224 t	224 t	224 t
計		2,017 t	3,354 t	4,158 t

(5) 収集運搬量の見込み

平成 27 年度末までの収集運搬量(減量・資源化対策の施策を推進した場合)の推計は、家庭系ごみについては P 20 の表 12「減量・資源化策を実施後の処理量の推移」、事業系ごみについては表 14「減量・資源化策を実施後の処理量の推移」と同じ量と見込んでいます。

(6) 焼却量の見込み

平成 27 年度末までの焼却量の見込みは次のとおりです。

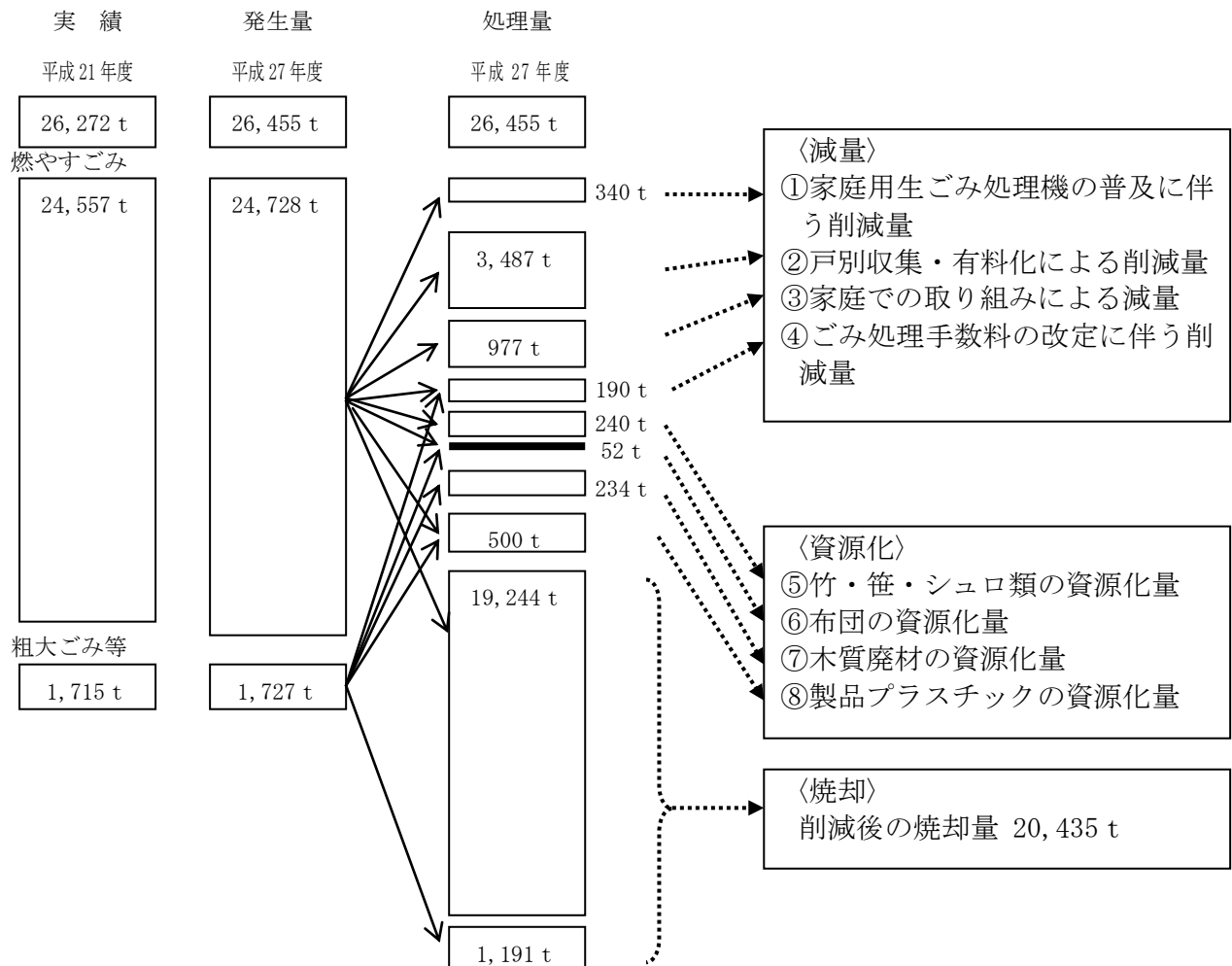
表 16 焼却量の見込み

項目	年度	25 年度	26 年度	27 年度
焼却量		37,406 t	30,721 t	29,923 t
家庭系ごみ		25,733 t	20,408 t	20,435 t
燃やすごみ		24,299 t	19,221 t	19,244 t
※粗大ごみ、持込みごみ等		1,434 t	1,187 t	1,191 t
事業系ごみ		11,673 t	10,313 t	9,488 t
燃やすごみ		11,120 t	9,778 t	8,953 t
持込みごみ		104 t	87 t	89 t
市関連施設・清掃ごみ		449 t	448 t	446 t

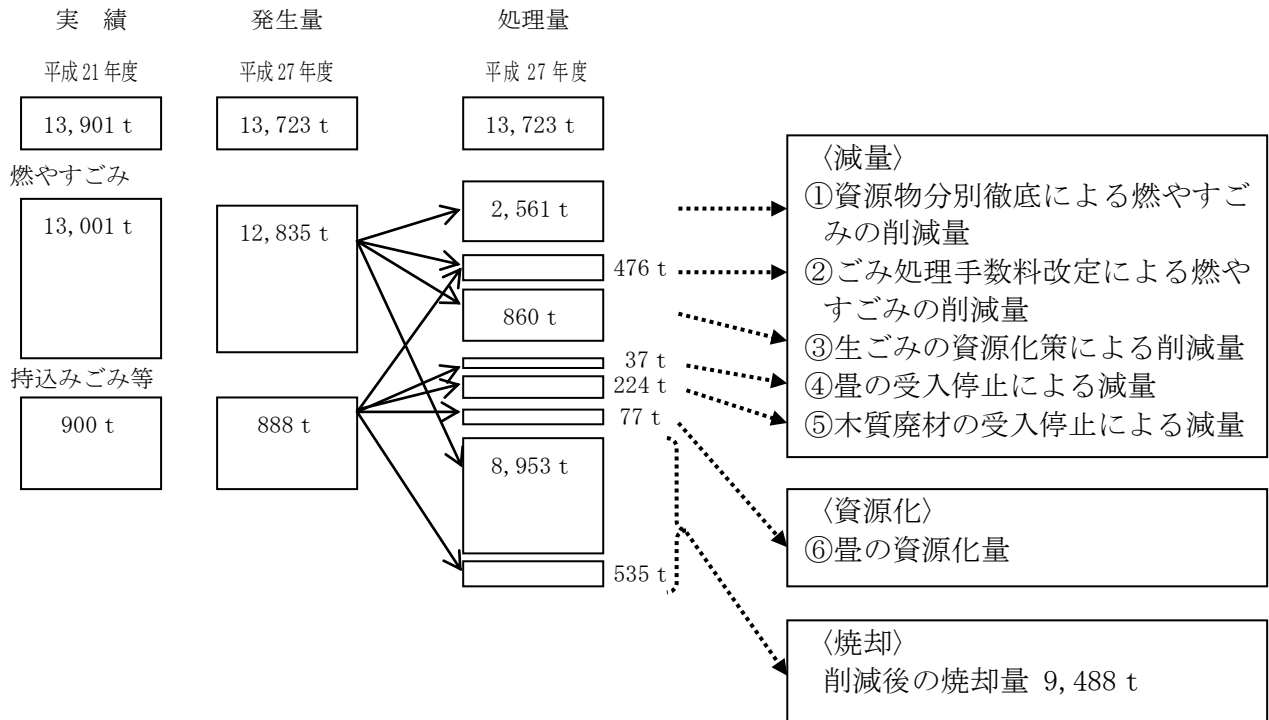
※表 16 の焼却量は、市内焼却施設での焼却分を対象としています。

※粗大ごみ、持込みごみ等の焼却量の数値は表 12 の「うち可燃系」の数値です。

家庭系燃やすごみ等の削減イメージ



事業系燃やすごみ等の削減イメージ



(7) 環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計

平成27年度の温室効果ガス排出量の推計は次のとおりです。焼却量の削減目標を達成することにより、大幅に減少すると推計します。

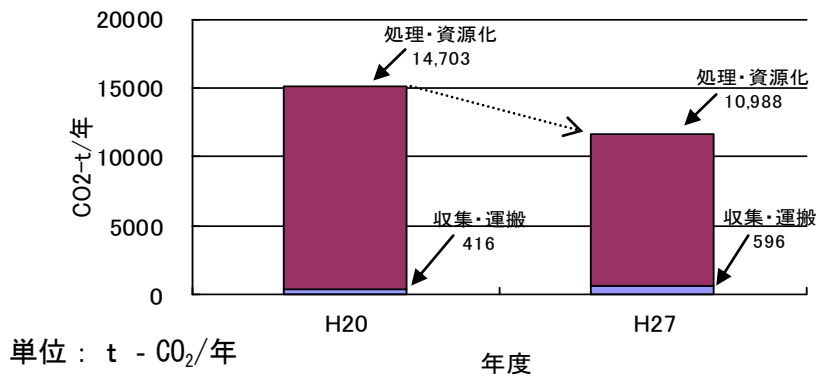


表 17 温室効果ガス排出量の実績と推計

年度	収集運搬	資源化・処理	計
平成20年度(実績)	416 t-CO ₂ /年	14,703 t-CO ₂ /年	15,119 t-CO ₂ /年
平成27年度(推計)	596 t-CO ₂ /年	10,988 t-CO ₂ /年	11,584 t-CO ₂ /年

※環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計については、再構築前の数値を記載しています。再構築後は再構築前に比べ、平成27年度の焼却量が増加することから、表17中の平成27年度(推計)の温室効果ガス排出量は増加すると見込まれますが、平成20年度より減少すると見込まれます。なお、温室効果ガス排出量については、平成28年度からの第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画において明らかにします。

6. ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標

循環型社会を構築するために3Rの推進に積極的に取り組む中、家庭系ごみの戸別収集・有料化及び事業系ごみ処理手数料の改定などの実施を踏まえて、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的、効果的な事業の推進を図るために次のとおり3Rの指標を定めています。

平成27年度末までの目標値は次のとおりです。

3R指標と 目指す方法	基準年値 平成15年度	平成21年度実績値 (平成15年度比)	平成27年度目標値 (平成15年度比)
ごみの総排出量	71,873 t	69,761 t (2.94%削減)	60,488 t (約16%削減)
資源化率 (リサイクル率)	46.30%	46.60%	約50%
焼却量	43,855 t	40,173 t (8.4%削減)	29,923 t (約32%削減)

※ごみ焼却量は、市内焼却施設での焼却分を対象としています。

また、環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月改定）」では、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量の削減について配慮するように求めていることから、新たに環境負荷（温室効果ガスの排出量）の指標も定めています。

平成27年度末の目標値は次のとおりです。

環境負荷の指標	基準年値 平成20年度	平成27年度目標値
温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)	15,119t-CO ₂	11,584 t-CO ₂ (平成20年度比 約23%削減)

※環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計については、再構築前の数値を記載しています。再構築後は再構築前に比べ、平成27年度の焼却量が増加することから、表17中の平成27年度(推計)の温室効果ガス排出量は増加すると見込まれますが、平成20年度より減少すると見込まれます。なお、温室効果ガス排出量については、平成28年度からの第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画において明らかにします。

7. 3R推進のための市民、事業者、滞在者、行政の役割

市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが具体的な取り組みを実践することが重要です。

【市民】

- ・ 家庭から排出される資源物とごみの減量・資源化に努めます。
- ・ 市の資源物とごみの分別収集に積極的に協力します。
- ・ ごみの排出抑制等のために市が取り組む、一部品目の戸別収集・有料化などの施策に協力します。
- ・ 生ごみの排出時は、水切りに努めます。
- ・ 各家庭の生ごみ処理機を使用して、生ごみの減量・資源化に努めます。
- ・ 市が行う新たな資源化の推進のために、製品プラスチックの分別排出に協力します。
- ・ レジ袋削減のため、マイバッグを使用します。
- ・ 使い捨て製品の使用を控えます。
- ・ 過剰な包装を断ります。
- ・ 詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・ 長期間使うことのできる商品を選択します。
- ・ 不要となったものはリユース(再使用)に努めます。
- ・ 食材を捨てることのないような買い方や料理の工夫を行います。
- ・ 3Rに取り組んでいる店舗から買い物をするように努めます。
- ・ 資源物は、できるだけ販売店へ返却します。
- ・ 外食のときは、食べ残しを出さないような注文をするように努めます。
- ・ 地域で展開する3Rの取り組みへ積極的に参加します。
- ・ 市や事業者が行う説明会や勉強会等へ積極的に参加します。

【事業者】

- ・ 事業所から排出される資源物とごみの減量・資源化に努めます。
- ・ 多量排出事業所は、排出する生ごみを自ら資源化することに積極的に取り組みます。
- ・ ごみの排出抑制等のために市が取り組む、ごみ処理手数料の改定などの施策に協力します。
- ・ 生ごみの排出時は、水切りに努めます。
- ・ 市が行う新たな資源化の推進のために、事業所から排出される量の分別排出に協力します。
- ・ 簡易包装を実施します。
- ・ 飲食業等は、食べ残しが出にくいメニューの設定や、食べ残しが減るような市民(消費者)への協力をお願いしていきます。
- ・ 繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を生産、販売します。
- ・ 資源物の回収ボックスを設置します。
- ・ 製品の修理を実施するとともに、その情報を積極的にPRします。
- ・ 市民(消費者)との意見交換や話し合いに取り組みます。
- ・ 自らの3Rへの取り組み活動を積極的にPRします。
- ・ 環境マネジメントシステムを構築します。

【滞在者(市内に通勤又は通学する者等)】

- ・ 自ら排出する資源物とごみの減量・資源化に努めます。
- ・ レジ袋削減のため、マイバッグを使用するとともに、過剰な包装を断ります。
- ・ 詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・ 3Rに取り組んでいる店舗から買い物するよう努めます。
- ・ 資源物は、できるだけ販売店へ返却します。

【滞在者(観光旅行者)】

- ・ 自らが出したごみを持ち帰るよう努めます。
- ・ レジ袋削減のため、マイバッグを使用するとともに、過剰な包装を断ります。
- ・ 3Rに取り組んでいる店舗から買い物するよう努めます。

【行 政】

＜家庭・地域に対する働きかけ＞

◎生ごみ処理機のさらなる普及促進

- ・ 家族構成や生活様式といったライフスタイルにあった生ごみ処理機の普及を促進するため、各種生ごみ処理機を展示し、使用方法や電力使用量等の情報とともに市の助成制度及び直接販売制度を紹介していきます。
- ・ 生ごみ処理機に関する相談窓口を設置し、効率的な使用方法や疑問点にきめ細かく対応することで、継続的に生ごみ処理機を使用していただくことができるよう取り組みます。
- ・ 自治・町内会での会合や地域でのイベント等において、生ごみ処理機の実物を用いたわかりやすい説明を行い、普及の促進を図ります。
- ・ 家庭用生ごみ処理機を自治・町内会に貸与し、自治・町内会を通しての普及の促進を図ります。

◎その他の啓発

- ・ 子どもの頃からごみの減量・資源化に関心をもってもらい、学校等における3R教育を推進するため、わかりやすく親しみの持てる出前講座等の充実を図ります。
- ・ 広報紙等の印刷物やホームページ、説明会などを通じて、ごみの減量・資源化のための具体的な方法を積極的にPRするようさらなる啓発を行います。
- ・ 3R推進事業奨励金交付制度により、自治・町内会における3Rへの取り組みを支援します。

＜事業所・商店街に対する働きかけ＞

◎資源物分別の徹底

- ・ クリーンセンターに搬入される事業所からのごみについてピット前調査を強化することを目的に、横浜市や川崎市などで導入している検査機を用いて、燃やすごみに混入している廃プラスチックや紙類といった資源物を分別するよう、事業者、収集運搬業者に対して啓発・指導を強化していきます。

◎生ごみ資源化の促進

- ・ 多量排出事業所に対して、燃やすごみとして排出されている生ごみを資源化していくよう働きかけを行います。
- ・ 大型生ごみ処理機を導入する事業所等を支援するため、事業所における大型生ごみ処理機購入費用に対する助成制度について検討・実施します。
- ・ 一定規模以上の事業所は排出される生ごみを分別し、市の処理施設へ運搬し、市が大型生ごみ処理機による減量を検討・実施します。

◎その他の啓発

- ・ 商店街や各事業者等に本市のごみ事情やごみ処理費用について説明していくとともに、ごみの減量・資源化について情報共有ができるよう毎年度説明会を開催し、周知徹底に努めます。
- ・ 廃棄物の減量・資源化を進めるために、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入に向けたサポートを行います。
- ・ 「エコショップ」「エコ商店街」への登録など、3Rに貢献している事業所等の地域での取り組みを積極的にPRしていきます。

<その他のごみ減量・資源化の方策>

◎リデュース（発生抑制）の推進

- ・ ライフスタイルの見直しを通じたごみの削減として、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用を控えるなど市民への啓発を引き続き行います。
- ・ 事業者に対しては、生産工程における3Rの推進や、飲食業・小売業などにおける使い捨て物品や包装材の削減などを呼びかけていきます。

◎リユース（再使用）の推進

- ・ 自治・町内会やNPO団体等が実施する行事において使用するリユース食器のレンタル費用に対する補助制度を運用していきます。

◎リサイクル（再生利用）の推進

- ・ 粗大・持込みごみとして集められた「布団」を固形燃料材等に、「木質廃材」を建材ボード原料等に資源化していきます。
- ・ 事業所から持ち込まれていた「畳」を固形燃料材等に資源化していきます。
- ・ 市民から排出される竹・笹・シュロ類は堆肥化することは困難のため燃やすごみとして処理してきましたが、処理過程の改良により他の植木剪定材と同様に堆肥化処理をしていきます。
- ・ 市民から排出される製品プラスチックの資源化を検討・実施します。
- ・ 「紙おむつ」について引き続き資源化を検討します。

◎滞在者に対する働きかけ

- ・ 市の取り組みについて、さまざまな手法を用いながら積極的に周知していきます。

<制度としてのごみ減量誘導方策の実施>

- ・ カラス被害やルール違反等近隣トラブルが多いクリーンステーション収集から、排出者責任が明確になり、さらなる分別精度の向上が期待される戸別収集と、費用負担の公平性確保、ごみの発生抑制に対する経済的インセンティブ効果等を目的とした家庭系ごみの有料化を、合わせて実施します。
- ・ 事業系ごみ処理手数料は市が行う処理に要する費用に対して、応分の負担がなされることが必要であり、また、減量・資源化を促す効果があることから、ごみ処理手数料の改定を実施します。
- ・ 家庭系ごみの戸別収集・有料化及び事業系ごみ処理手数料の改定について、市民、事業者への周知を徹底し、理解と協力を得ていきます。
- ・ 一定規模以上の集合住宅を建設する際に、大型生ごみ処理機や処理槽付きディスポーザーによる生ごみ減量設備の設置を働きかけていきます。

<市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進>

- ・ 本計画を着実に推進するためには、市民、事業者の協力が不可欠であることから、計画の内容や取り組み状況等について、さまざまな手法を用いながら積極的に周知していきます。
- ・ 市民、事業者、行政が一丸となってごみ問題を考え行動することを目指す推進組織づくりを進めていきます。
- ・ 廃棄物減量化等推進員や市民団体と協働して、全市的な3Rの取り組みを推進します。

<市域の事業所のひとつである市役所の取り組み>

- ・ 市が率先して環境に配慮した取り組みを実践するため、環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」の運用を引き続き進めます。
- ・ 市が購入する物品や資材は長く使用できるものを選択します。
- ・ 繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品の購入、利用を推進します。

ごみーロメモ ④

◆「滞在者」とは

観光旅行者、市内に通勤または通学する者、その他市内に滞在・市内を通過する者をいいます。

◆「グリーン購入」とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することで、平成13年4月に施行されたグリーン購入法により、国等の機関にグリーン購入に努めることが求められています。

◆「環境マネジメント」とは

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいいます。

◆「かまくらエコアクション」とは

環境マネジメントの国際基準である国際標準化機構が定める ISO14000 シリーズと内容はほぼ同等であり、中小企業等でも容易に取り組める環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション21」をより取り組みやすくした環境経営システムです。

◆「エコショップ」「エコ商店街」とは

鎌倉市の地球温暖化対策を推進するため、市民・事業者がそれぞれに環境に配慮し、自ら主体的に行動することが大変重要なため、環境に配慮した店舗を「エコショップ」、商店街等を「エコ商店街」として認定する制度です。

◆主な実施事業のスケジュール

主な実施事業	25年度	26年度	27年度
家庭・地域に対する働きかけ			
家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	戸別収集 一部実施	全市実施	
家庭での取り組み (家庭用生ごみ処理機の普及 等)	継続実施		
臨時ごみ・持込みごみの ごみ処理手数料の改定		実施	
事業所・商店街に対する働きかけ			
事業所での資源物分別徹底	継続実施		
事業所での取り組み (事業系ごみ処理手数料の改定 等)		実施	
多量排出事業所における生ごみ資源化 (大型生ごみ処理機の普及)	継続実施 助成制度実施		
小規模施設による生ごみ減量		モデル事業	検討
その他のごみ減量・資源化の方策			
リサイクルの推進－資源化品目の拡大			
竹・笹・シュロ類	継続実施		
布団・畳・木質廃材	継続実施		
家庭系製品プラスチック		実施	
市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進			
鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動	継続実施		

8. これからのごみ処理体制

(1) ごみの分別区分

家庭系ごみの燃やすごみのうち竹・笹・シュロ類については植木剪定材として堆肥化、粗大ごみとして排出された布団及び木質廃材についても固形燃料等に資源化を引き続き実施していきます。

容器包装プラスチック以外のプラスチック(「製品プラスチック」)の資源化を検討・実施します。

事業系ごみの分別と資源化を推進するため、引き続き量を資源化するとともに、生ごみは燃やすごみから分別し、市が設置する小規模施設による減量を検討・実施します。

また、高齢者入所施設や声かけふれあい収集家庭から排出される紙おむつについて資源化を検討します。

新たな分別区分

現行	計画
燃やすごみ (家庭系)	燃やすごみ (家庭系)
燃えないごみ	燃えないごみ
危険・有害ごみ	危険・有害ごみ
資源物	資源物
<ul style="list-style-type: none"> 飲食用カン・ビン ペットボトル 容器包装プラスチック 植木剪定材(竹・笹・シュロ類を含む) 使用済み食用油 紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌・ボール紙、段ボール、布類 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用カン・ビン ペットボトル 容器包装プラスチック 植木剪定材(竹・笹・シュロ類を含む) 使用済み食用油 製品プラスチック 紙パック、ミックスペーパー、新聞、雑誌・ボール紙、段ボール、布類
粗大・臨時ごみ	粗大・臨時ごみ
燃やすごみ (事業系)	燃やすごみ (事業系)

(2) 収集・運搬計画

ア) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民が快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。

市民の利便性の向上や、ごみの排出マナーや分別精度の向上、高齢者世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、一部の品目で戸別収集方式を実施します。

また、超高齢社会に対し「声かけふれあい収集」についても継続して実施します。

イ) 家庭系ごみ

現在、ごみの収集区域は名越クリーンセンター収集区域と今泉クリーンセンター収集区域ですが、収集効率を考慮してその統合について検討していきます。

排出方法や収集回数については、現行を基本としますが、戸別収集方式を導入する品目については一部見直しを行います。

収集形態は、ごみ・資源物ともに直営及び民間委託による実施としますが、戸別収集方式の導入にあたっては様々な角度から検討を行い、財政状況に配慮した運用を図ります。

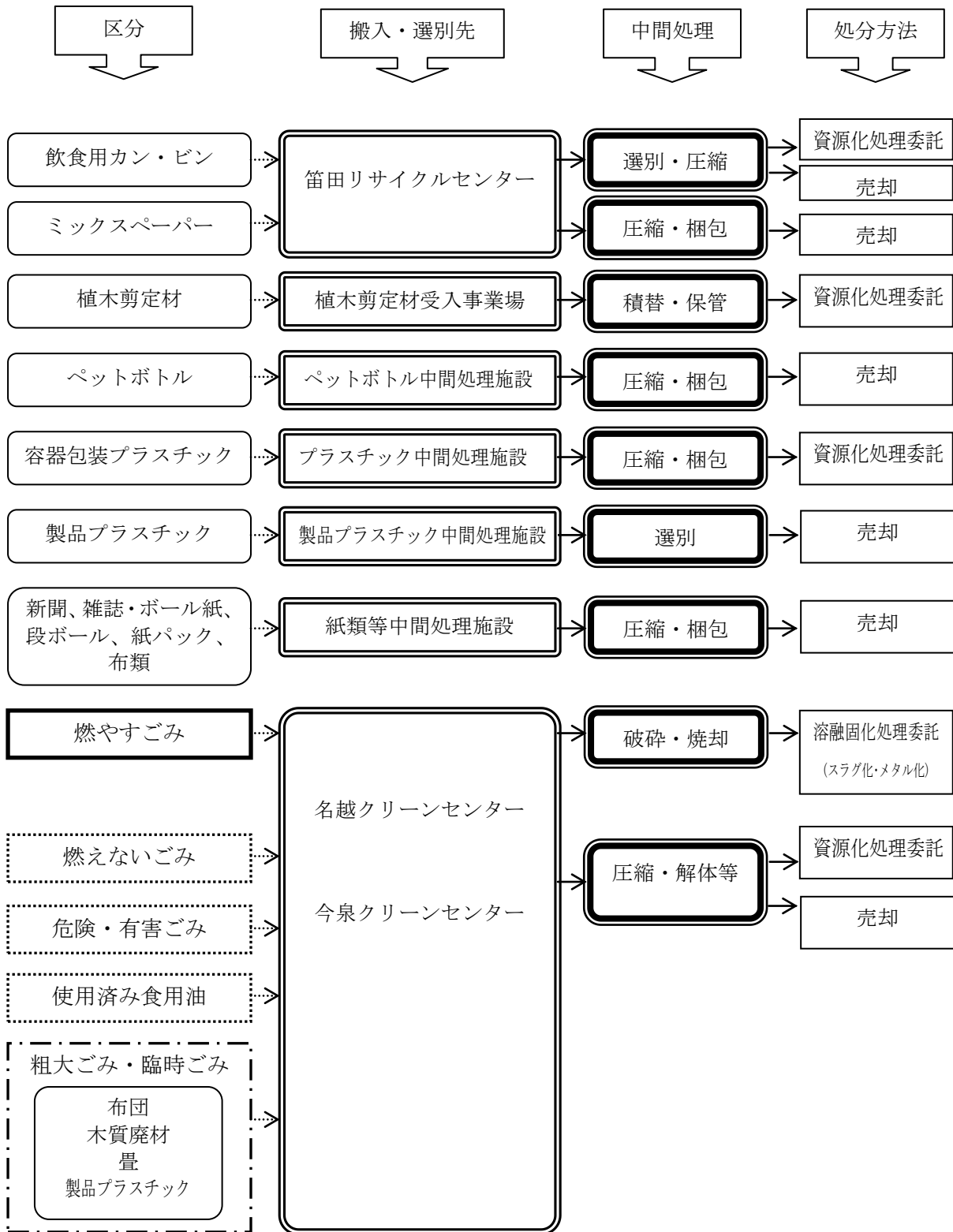
ウ) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業者によるものとしています。

焼却量の削減には、事業系生ごみを資源化することが有効な手段です。

そこで、一定規模以上の排出事業者は生ごみの分別をし、市が設置する大型生ごみ処理機による減量を検討・実施します。

(3) 中間処理の方法



(4) 最終処分計画


本市の焼却残さの全量は、専門業者に委託し、熔融固化処理を行っているため最終処分場への埋め立ては行っていません。

最終処分場を関谷に保有していますが、生活環境整備審議会からの提言を受け、廃止に向けた調査・手続きをすすめています。

熔融固化処理は、脱埋め立てを目指す本市のごみ処理方針に合致しています。今後も引き続き、熔融固化処理をはじめとする焼却残さの処理を実施していきます。

(5) 在宅医療廃棄物の処理方法

ア) 市で収集するもの(非鋭利なもの)

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	糞尿バッグ	「燃やすごみ」 ・中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。 ・  がついているものもため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ器具	
	点滴バッグ	
	CAPD用排液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ビン類	飲み薬用のビン	「飲食用ビン」
	飲み薬以外のビン	「燃えないごみ」
	経管栄養剤のカン	

イ) 医療機関等に返却するもの(鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの)

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	「医療機関に返却」 「医師が持ち帰る」 ・医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等/箱堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針(血糖値測定)	
	連結管の針	
その他	ペン型自己注射カートリッジ	
	医師が処置した注射器	

※在宅医療廃棄物適正ガイドライン(平成20年2月)、在宅医療廃棄物の処理に関する取り扱い推進のための手引き(平成20年3月)を参考に鎌倉医師会等からご助言をいただき整理しています。

9. ごみ処理施設の整備

(1) 基本的な考え方

名越クリーンセンターの延命工事の実施、今泉クリーンセンターの焼却停止、笛田リサイクルセンターの耐用年数等を踏まえつつ、施設の在り方について中長期的な検討をする必要があります。

また、最終処分場用地や深沢クリーンセンター用地の将来的なあり方なども視野に入れながら総合的に見直し、計画していく必要があります。

特にごみ焼却施設の新設は、本市の重要課題であり、逗子市との広域的なごみ処理を考慮しながら早急にすすめていかなければなりません。

本市のごみ処理施設については、市内に施設整備のための新たな用地を確保することが極めて困難な現状を考慮し、現在の施設の利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間事業者の活用など、様々な角度から検討していきます。

例えば、市内に大規模な施設整備を行わず、民間のごみ資源化施設に処理委託を行うことや、生ごみの堆肥化など小規模な施設による処理方策の検討などを行います。

なお、生ごみを資源化する施設については、生ごみと下水汚泥を混合メタン発酵処理する施設の検討を行った経過がありました。今後のメタン発酵技術の進歩や取り組み事例の増加、バイオマス利活用関連の法整備、交付金要綱の改定、地球温暖化対策、エネルギー施策など、廃棄物行政をとりまく状況の変化を見定めながら、今後も最新の技術動向などの情報収集に努めるとともに調査研究を進めます。

鎌倉市のごみ処理施設の現状

	名越	今泉	笛田
ごみ焼却施設	○	○	
カン・ビン中間処理施設			○

※名越：名越クリーンセンター 今泉：今泉クリーンセンター
※笛田：笛田リサイクルセンター

(2) ごみ処理施設の整備計画

本市で必要とされる処理施設は、ごみ焼却施設、カン・ビン、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、布団、畳及び木質廃材の資源化施設です。

また、製品プラスチック、紙おむつについても資源化を検討します。

ごみ焼却施設は、名越・今泉クリーンセンターの適正な維持管理に努めます。

名越クリーンセンターは10年間を超える延命化工事を実施し、引き続き焼却処理を行っていくものの、延命化工事は本実施を最後とします。今泉クリーンセンターについては、平成26年度をもって焼却を停止します。

なお、将来のごみ焼却施設は、広域処理を検討している逗子市と十分な協議を行っていきます。

笛田リサイクルセンターは、適切な維持管理に努め、資源物の再生利用を継続していきます。

その他、必要とする施設は、植木剪定材の積替施設となります。

また、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、製品プラスチックの資源化施設については、民間事業者による中間処理施設を活用することとします。本市が必要とするごみ処理施設は次のとおりです。

鎌倉市において必要なごみ処理施設等

処理の段階	対象となる施設
再生	笛田リサイクルセンター
	紙類等中間資源化施設（民間）
	ペットボトル中間資源化施設（民間）
	容器包装プラスチック中間資源化施設（民間）
	植木剪定材堆肥化施設（民間）
焼却	名越クリーンセンター
	今泉クリーンセンター(平成 26 年度をもって焼却停止)
その他	植木剪定材積替施設

(3) 市のごみ処理施設

ア) 名越クリーンセンター

平成 14 年 11 月までにダイオキシン類削減対策工事を終了し、現在継続して稼働（2 炉）しています。

現行施設の適正な維持管理を行うとともに、10 年間を超える延命化工事を実施し、引き続き焼却処理を継続します。

将来のごみ焼却施設については、広域処理を検討している逗子市と十分な協議を行っていきます。

イ) 今泉クリーンセンター

平成 17 年 3 月までにダイオキシン類削減対策工事を終了し、現在継続して稼働（1 炉）しています。

現行施設の適正な維持管理を行うとともに、当面、焼却処理を継続しますが、平成 26 年度をもって焼却を停止します。

ウ) 笛田リサイクルセンター

現行施設の適正な維持管理を継続します。

機械設備については、更新時に最新の機械設備を導入するとともに、施設全体の延命化を図ります。

エ) 最終処分場

ごみ焼却施設から排出される焼却残さは、その全量について熔融固化処理をしているため、最終処分場に焼却残さの埋め立ては行っていません。

熔融固化処理は、脱埋め立てを目指す本市のごみ処理方針に合致しており、今後も引き続き、熔融固化処理をはじめとする焼却残さの処理を実施していきます。

熔融固化処理が将来的にも実施されることが確実視されており、生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査・手続きを進めています。

オ) 新たなごみ焼却施設について

将来にわたり安定したごみ処理体制を確保するためには、焼却ごみの減量・資源化の取り組みとともに、特にごみ焼却施設の新たな整備が不可欠です。

ごみ焼却施設の新たな整備には、構想、計画から施設完成までには、多くの時間を要することから、新たなごみ焼却施設整備についての調査・検討を早急に進めます。

新たなごみ焼却施設の検討にあたっては、これまで市民とともに積極的に分別収集を行い、マテリアルリサイクルを実施してきたことを踏まえつつ、超高齢社会の到来、人口の減少などの要因に加え、安定的な処理、環境負荷、費用対効果、エネルギー効果等を含めて検討する必要性があり、マテリアルリサイクルに加えて、ごみを焼却して得られるエネルギーについてもサーマルリサイクルの視点から検討していきます。

(参考) 深沢クリーンセンター

現行施設の適正な維持管理を継続します。当面、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道管への放流を継続していきます。

施設のあり方や将来の跡地利用について検討していきます。

鎌倉市のし尿放流施設の現状 (参考)

し尿放流施設	深沢クリーンセンター
--------	------------

10. 推進体制

(1) 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度(組織)の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることになっています。(第5条の7、第5条の8)

本市では、これを受け鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例を定め「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置する(第7条)とともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱(第13条)しています。またこれとは別に、生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため条例により「鎌倉市生活環境整備審議会」を設置しています。

これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取り組みを積極的に推進していきます。

ア) 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民との相互協力・協働への取り組みにより廃棄物の減量・資源化を総合的かつ計画的に推進するため設置されたもので、主に廃棄物処理事業等に関する諮問機関として、ソフト的施策について検討していきます。

イ) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員

廃棄物の発生抑制、減量化・資源化及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行うため、それらに熱意と見識のある方々のうちから市長が委嘱し、ごみの発生抑制、ごみの減量化・資源化の推進及び指導、ごみの適正排出、不法投棄の防止等の活動を行っています。

委嘱は自治・町内会や商店会の推薦を受けて行いますが、事業の効果を上げるためには市民、事業者、市が協働して行うことが重要です。鎌倉市廃棄物減量化等推進員は、これら地域のリーダーであり、市、事業者と市民との掛け橋として十分な連携をとりながら、より積極的な取り組みが期待されています。

ウ) 鎌倉市生活環境整備審議会

一般廃棄物処理施設等、主に廃棄物処理に係るハード的施策について検討しています。施設整備の検討に当たっては、この審議会の意見を聴きながら、より効率的、効果的で、環境への負荷の少ない安全な施設整備に努めます。

(2) 連携体制

ア) 市民、事業者、滞在者との連携・協働

市民、事業者、滞在者と市が、自らの問題として役割を認識するとともに、おのおのが対等の立場で、循環型社会の形成という共通の目的に向けた取り組みを

推進していきます。

また、ごみの減量・資源化を市民、事業者、市が一丸となった取り組みを推進するため、ごみ問題を考え行動することを目指す推進組織づくりを進めていきます。

イ) 国、県、広域的取り組み

循環型社会の形成に向けた法律と計画の整備・策定については、近年積極的な取り組みが行われています。これらによる規制・誘導・啓発等は、県や市条例による地域特性を踏まえた施策として推進されていますが、県・市の役割分担の中でそれぞれの持つ課題などの情報の共有化がさらに求められています。本市では平成 22 年 2 月に逗子市とごみの広域処理に関し確認書を締結し、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議を行っています。

また、廃棄物の処理に係る技術的進歩や社会情勢の動向を注視するとともに、財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的な処理処分を行うため、民間活力の活用も視野にいたした広域的な体制の確立に努めます。

(3) 計画の進行管理

本ごみ処理基本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取り組みを明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

そのために、行政は、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだごみ処理実施計画とともに、具体的な取り組みを定めた事業計画（アクションプログラム）を作成し、計画的で着実な事業の推進を図る必要があります。

また、毎年度の実績等については公表するものとします。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会は、行政のまとめた実績数値を基に、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、目標達成に向けて必要な取り組みの見直しを提言していきます。

本ごみ処理基本計画を着実に推進していく一方、事業実施に対する費用対効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行っていかねばなりません。

計画の進行状況や達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的であることから、計画全体の進行管理を行うとともに、その取り組み結果をまとめ、市民にわかりやすく公開していくものとします。

